破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７０２号
京都市山科区大宅打明町２番地　府営山科大宅団地５棟202号
債務者　近藤　哲司
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
徳島県小松島市田野町字仮家67番地
債務者　藤枝　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１号
徳島県徳島市秋田町４丁目12番地　グランシャトーレインボー801号、旧住所福岡県飯塚市秋松666番地
債務者　酒井　　悠
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
宮崎県延岡市北方町上鹿川申739番地１、前住所熊本県阿蘇郡高森町大字草部1943番地12
債務者　岩井　直美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第６６号
宮崎県延岡市塩浜町１丁目1588番地78
債務者　岩尾　美乃
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第５０号
山口県岩国市海土路町２丁目83番７号
債務者　早津眞壽美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第５３号
山口県岩国市南岩国町４丁目68番48－101号
債務者　瀬戸﨑久夫
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１１９１号
名古屋市名東区高針１丁目705番地　平野ビル202号、従前の住所千葉市中央区松ケ丘町444番地11　山口マンション302号
債務者　飯島千香子（旧姓二藤・吉原）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４４号
神戸市中央区国香通１丁目１番２号　サンミッシェルビル５Ｃ
債務者　城村　和男
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２４号
川崎市中原区上小田中６丁目33番４－305号市営住宅
債務者　中村　　靖
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番36号　長塚アパート101
債務者　奥澤　美伸
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目32番地　ツバサＫ102
債務者　中村　禎治
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９１号
和歌山市三沢町２丁目12番地３　三沢第八団地1002号
債務者　石井　利香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２号
和歌山県岩出市金屋６番地の１ラゴーア・アネシスⅢ201号、住民票上の住所和歌山県岩出市金屋６番地の１（Ⅲ－201号）
債務者　中田　絵理
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１４号
和歌山市梶取281番地10
債務者　榎田　祐子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１６号
和歌山県岩出市荊本234番地の１（701号）
債務者　坂本チヱ子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係